

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年10月15日 (火) 第558号の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日 (毎週火, 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 59 号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第194条の規定による令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する候補者 1 人当たりの支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 6 年10月15日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

鹿 児 島 県 第 1 区

候補者 1 人につき 24, 405, 200円

鹿 児 島 県 第 2 区

候補者 1 人につき 28, 407, 200円

鹿 児 島 県 第 3 区

候補者 1 人につき 23, 744, 200円

鹿 児 島 県 第 4 区

候補者 1 人につき 26, 023, 800円